

浜田市告示第 152 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 の規定により指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第 24 条の 37 第 1 号の規定により告示します。

令和 7 年 11 月 28 日

浜田市長 三浦大紀

事業者の名称、所在地及び代表者氏名	合同会社笑 FULL 島根県浜田市治和町口 154 番地 2 代表社員 宮本陽介
事業所の名称及び所在地	相談支援事業所えみふる 島根県浜田市周布町口 369 番地 1
指定年月日（有効期間）	令和 7 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日まで
指定する事業の種類	指定障害児相談支援
事業の主たる対象者	障がい児（18 歳未満の身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある児童）
事業所番号	指定障害児相談支援事業所 3270700077